

第27回行政訴訟検討会における検討事項に対する私の考え

2003年12月22日

成川秀明

本12月22日の行政訴訟検討会には都合が悪く出席できません。つきまして、「行政訴訟制度の見直しのための考え方」に対する私の考えを討議の参考として提出いたします。

一、「基本的な見直しの考え方」「具体的な見直しの考え方」の内容については、これまでの検討会の討議を取りまとめたものとして了解いたします。

一、その上で、以下2点について要望いたします。

1. 「取り消し訴訟の原告適格の拡大」のために4つの考慮事項を基本とする規定を設けるにあたっては、これら事項が法律上の「個別具体的利益の保護」を前提としたものではなく、原告適格が実質的に広く認められるための事項となる規定にする。

2. 「確認訴訟を活用することが有益かつ重要である」との提言をより明確に打ち出すために、行政事件訴訟法に確認訴訟が当事者訴訟の一形態である旨を確認する規定をおくことについて検討を行う。

以上